⑷　**法人化後新たに生じた学資金に係る貸倒損失に係る未収財源措置予定額**

法人化後新たに生じた学資金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第23条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、「債権管理規程」及び「中期目標」に基づき適正に債権管理した結果生じた部分について財源措置されることが明らかであることから、回収目標率に基づき算出される予想貸倒引当金相当額を上限として当該学資金に係る貸倒引当金繰入額から受取利息等を控除した額を未収財源措置予定額として計上しております。

⑸　**旧日本育英会から承継した学資金に係る貸倒損失に係る未収財源措置予定額**

旧日本育英会から承継した学資金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令附則第３条の規定により文部科学大臣が決定した額（17,519,277,701円）から補助金により財源措置された額を控除した額を残高として未収財源措置予定額として計上しております。

⑹　**貸倒引当金見積方法の変更により追加で計上される旧債権の貸倒引当金繰入額に係る未収財源措置予定額**

「奨学金に係る債権の自己査定に関する細則（平成21年３月16日）」の制定に伴い、追加で計上される旧債権に係る貸倒引当金繰入額に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第23条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、平成20年度決算の損失処理において第二期中期目標期間に繰越がなされる金額及び国庫納付がなされる金額を控除した積立金残額では当期総損失を処理できないものと計算される額（22,173,611,784円）について財源措置されることが明らかであることから、同額を未収財源措置予定額として計上しております。

７．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　**国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法**

近隣の地価や賃借料を参考に計算しております。

⑵　**無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の計算に利用した利率**

当事業年度に行った通常の資金調達に係る約定利率の加重平均値0.542%で計算しております。

８．リース取引の処理方法

⑴　**リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引**

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑵　**リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引**

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

９．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ　重要な債務負担行為

該当ありません。

Ⅲ　重要な後発事象

該当ありません。

Ⅳ　減損会計関係注記

１．減損を認識した固定資産

⑴　**事務所等**

①　減損を認識した固定資産の概要　（単位：円）

用　途	資産名称	種類	場　所	24年度末帳簿価額（減損後）	減損額のうち損益計算書に計上した額	減損額のうち損益計算書に計上していない額
事務所	東海北陸支部分室	建物	愛知県名古屋市昭和区川名山町	0	0	21,480,164
備品	耐震用架台	工具器具備品	東京都新宿区市谷本村町	4,470	0	2,876,694

（注１）　帳簿価額は、平成25年３月31日現在の帳簿価額を掲記しております。

（注２）　帳簿価額（回収可能サービス価額）は、正味売却価額の金額を掲記しております。

②　減損の認識に至った経緯

東海北陸支部分室につきましては、「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、当機構において講ずべき措置として、東海北陸支部（分室）について、廃止も含めて検討することとされたことを受け、利用実態の調査、周辺大学における購入希望の確認等を行いました。その結果、一般の利用実績が著しく低く、周辺大学の購入希望もないため、平成24年４月１日をもって使用を停止し、平成24年12月28日に取り壊し工事を完了しました。

耐震用架台につきましては、当該資産がホストコンピュータ専用の架台であり、業務・システム最適化計画によりホストコンピュータが撤去されたため平成24年４月１日をもって使用を停止しました。

２．使用しないという決定を行った固定資産

⑴　**留学生宿舎**

①　使用しないという決定を行った固定資産の概要

用　途	資産名称	種　類	場　所
留学生宿舎	札幌国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	北海道札幌市豊平区豊平６条
留学生宿舎	東京国際交流館	土地、建物、構築物、工具器具備品、借地権	東京都江東区青海
留学生宿舎	金沢国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	石川県金沢市もりの里
留学生宿舎	兵庫国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	兵庫県神戸市中央区脇浜町
留学生宿舎	福岡国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	福岡県福岡市博多区店屋町
留学生宿舎	大分国際交流会館	建物、構築物、工具器具備品	大分県別府市京町

②　使用しなくなる日

各宿舎ごとの譲渡・廃止の時期は、今後譲渡交渉を進める中で決まっていくこととなります。

③　使用しないという決定を行った経緯及び理由

「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、当機構において講ずべき措置として、留学生宿舎については大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに機構の事業としては廃止することとされていること及び「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年１月20日閣議決定）において、売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までに結論を得ることとされています。

なお、平成25年度予算編成の基本方針（平成25年１月24日閣議決定）において、「独立行政法人の見直しについては、（中略）「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年１月20日閣議決定）は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結」とされているところでありますが、当機構では、使用しないという決定に変更はなく、大学・民間等への売却に向けて、引き続き業務を進めているところです。

④　使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

留学生宿舎（当事業年度末帳簿価額：土地6,038,407,880円、建物等28,910,055,510円、借地権5,450,587,495円）については、譲渡・廃止の時期が個別に決定するまでは回収可能サービス価額及び減損額の見込額を算出することができません。